

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
IP ネットワーク設備委員会（第 19 回）  
通信確保作業班（第 5 回）合同会合  
議事要旨

1 日時

平成 23 年 12 月 12 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分

2 場所

総務省 総務省第 1 会議室（10 階）

3 出席者（敬称略）

（1）委員会構成員

相田 仁（主査）、富永 昌彦（主査代理）、相澤 彰子、近藤 寛人、清水 博、持麿 裕之、森川 博之、矢入 郁子、渡辺 武経

（2）作業班構成員

富永 昌彦（主任）、今井 弘、大高 利夫、木村 潔、佐田 昌博、佐藤 隆明、菅波 一成、平 和昌、高橋 英一郎、名古屋 翼、西川 嘉之、福岡 克記、堀越 博文（代理：北条 正男）、松本 隆

（3）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

原口 電気通信事業部長、野崎 電気通信技術システム課長、山路 安全・信頼性対策室長、根本 課長補佐、村田 課長補佐、服部 企画係長、黒田 安全・信頼性対策係長

4 議事

審議に先立ち、配布資料の確認とあわせて、前回の作業班の議事概要（案）について、意見等がある場合には今週中に事務局へ連絡をしていただくよう説明があった。

（1）IP ネットワーク設備委員会報告（案）について

■北条代理人から、通信時間制限に対する考え方について、参考資料 19-3 に基づき説明があった。

■前回の議論及び提出された意見を踏まえて作成された資料 19-1 及び資料 19-2 に基づき委員会報告（案）について事務局から説明があった。質疑応答は以下のとおり。

○ 3.3.4 の(3)について、骨子案では主要携帯電話基地局のエントランス回線に対して予備回線及び複数経路の設置のほか「迅速に復旧できる機材の配備」があったと思うが、報告案ではなくなっているのはなぜか。また、交換設備間の複数ルート設置義務の適用除外「地理的に困難な場合を除く」という点は携帯電話の基地局にも当てはまると考える。

通信規制実施時の疎通状況の分析について、主旨は同意。ただし、新旧ふたつのシステムが併存しており、移行途中の事業者もあるので、そのような近いうちに廃止を予定している場合は新たな機能導入を義務づけることの負担については配慮が必要ではないか。

→携帯電話基地局のエントランス回線については、報告案では交換設備相互間と

同等の信頼性を持つべきとしているところ。現在の安全・信頼性基準については、予備回線の設置等具体的な措置のほか、「これに準ずる措置」と規定している例も多く、ご指摘の点についても省令等の策定の段階に検討することとしたい。地理的に困難な場合についても同様。

近いうちに廃止予定の設備に対して一律の規制をかけるかどうかという点については、制度化する際の経過措置等が必要な場合も想定されるので、方針を示すべき報告案には記載していない。

- 重要通信の確保の方法等の公表についても、各事業者のノウハウが含まれること、優先回線を持っている利用者と一般の利用者で受け止め方が異なることも考えられるため、その内容は今後検討が必要と考える。

→新たな意見として報告書に反映する。

- 今回の検討の場には大手事業者が集まっているが、技術基準への適合義務が課される対象には中小の事業者もいるので、今回の対策強化をどこまで適用するかは配慮が必要と考える。報告と公表の範囲については委員会報告をまとめた後の検討事項となっているが、公平性が非常に重要になると同時に各事業者の戦略に関わる部分が含まれるものでもあり、センシティブに見ていかななくてはいけない。制度化に際しては、何らかの基準を設けた場合に、それを満たしていないということになった場合はどうするか。特定事業者の脆弱性が、ネットワーク全体に影響を与える場合もあり、運用面では注意が必要。公表して市場の選択に委ねるといふのであれば各社プロモーションに利用できるのかという論点が出てくると考える。また、今後の技術革新等に合わせて基準の見直しを行うことも必要と考える。

→現在の制度でも小規模な設備が除外されるなどしており、今回の報告を踏まえて制度化する際にも適用除外の規定について具体的な議論が行われるものと想定している。

また、報告案の第2章の最後で、「電気通信設備の種類・規模や設置地域により必要な対策が異なること」等に言及するとともに、技術革新等を含め「状況変化に応じ不断に見直しを行うことが必要である」としているところ。

- 「総務省に報告する」としているものがいくつかあるが、現在の事業用電気通信設備規則には報告を求める規定は見当たらない。制度化するに当たってどこに加えるのか。

→定期的に報告を求めるものは電気通信事業法報告規則に、運用に当たっての方針として報告するものは管理規程に盛り込むことを想定している。また、技術基準に適合しているかどうかという点での報告の場合は自己確認届出書に記載してもらうことになる。

最後に、事務局から今後のスケジュール案が示されるとともに、報告案については、本日の意見を踏まえて若干の修正を行ったうえで、意見募集を行う旨の予定の連絡があった。

報告案の修正については、事務局と主査に一任することが承認された。